



あなたの住宅は**大地震**から
命を守ってくれますか？

(財)消防科学総合センター
<http://www.isad.or.jp/>

今こそ**不安**を、**安心**に変える時！

～あなたの熱い想いがまちを強くする～

木造住宅

耐震診断

個人負担額

1万円

→

無料

木造住宅

耐震改修

補助額(全体改修)

150万円

→

最大

175万円

お問い合わせ

福井市建築指導課 TEL:0776-20-5574

耐震診断補助

■個人負担額

【耐震診断】 無料

【補強プラン】 無料

▶耐震診断費用等を全額補助

■補助の要件

対象建物

- 着工日は昭和56年5月31日以前
- 一戸建ての木造住宅
- 過去に耐震診断を受けていない

申請者

- 建物の所有し、居住している
- 市税を完納している

■必要書類

- 申請書・同意書※
- 固定資産評価証明書(*1)または登記簿
- 前年度の納税証明書(*2)
- ※申請者の印鑑が必要です。

■注意事項

- ・増築によっては申請できない場合があります。
- ・申請前に建築指導課までご相談ください。
- ・申請は1所有者につき1回限りです。
- ・平成22年度末までに耐震診断を申請した方は、再診断の申請が可能です。

耐震改修補助

■補助額(補助率100%)

【全体改修】 上限 175 万円

【部分改修】 上限 37.5万円

【耐震シェルター】 上限 37.5万円

▶設計・工事監理の費用は改修費用から除く

■補助の要件

対象建物

- 着工日は昭和56年5月31日以前
- 一戸建ての木造住宅
- 一般診断法による耐震診断で上部構造評点が1.0未満または伝統耐震診断で評価指標30を超える建物

申請者

- 建物の所有し、居住している
- 市税を完納している

対象となる工事、シェルター

- 全体改修の場合は、上部構造評点1.0未満又は評価指標30を超えるものを1.0以上又は1.0以上と同等の耐震性能にする工事
(評点を上げるのが困難な場合は、0.7以上)
- 部分改修の場合は、住宅全体の上部構造評点が改修前を上回り、改修後の部分診断評点が1.5以上となる工事
- 耐震シェルターの場合は、公的機関等の認定・試験等により性能が認められたものなど

■必要書類

- 申請書・同意書※・委任状※
- 固定資産評価証明書(*1)または登記簿
- 前年度の納税証明書(*2)
- 耐震診断報告書
- 耐震補強計画書
- 耐震シェルター性能証明
- 図面、見積書など
- ※申請者の印鑑が必要です。

■注意事項

- ・申し込みは1所有者につき1回限りです。
- ・事前に建築指導課にご相談ください。
- ・工事契約は必ず補助金の交付が決定した後に行ってください。

■申請のながれ

① 補助金の申請

② 補助金交付決定

③ 工事の契約・着手

④ 実績報告書の提出

⑤ 補助金の請求・受領

- (*1)固定資産評価証明書の取得については
資産税課 TEL:0776-20-5315 福井市役所本館2階
- (*2)前年度の納税証明書の取得については
納税課 TEL:0776-20-5330 福井市役所本館2階

【申請窓口】
福井市建築指導課
TEL:0776-20-5574